

## 第1回 島根県子ども・子育て支援推進会議少子化対策推進部会記録

### 1 開催日時

平成25年10月28日（月） 13:00～15:00

### 2 開催場所

サンラポーむらくも 祥雲の間

### 3 会議の状況

別添「会議概要」のとおり

### 4 議事次第

- (1) 少子化の現状と県の取り組み
- (2) 子ども・子育て支援新制度
- (3) 平成27年度以降の次世代計画の策定方針
- (4) 「少子化に関する意識調査」調査項目（案）
- (5) 今後の審議日程

～会議概要～

○松本企画幹 ただいまから、平成25年度第1回島根県子ども・子育て支援推進会議少子化対策推進部会を開催いたします。

私は、進行を務めさせていただきます、島根県青少年家庭課少子化対策推進室の松本でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、開会に当たりまして、島根県青少年家庭課少子化対策推進室長の湊が御挨拶を申し上げます。

○湊室長 皆さん、こんにちは。県の少子化対策推進室の室長をしております、湊と申します。

きょうは、子ども・子育て支援推進会議少子化対策推進部会にこうして御出席いただき、また、委員としてお受けいただきましたことを心から感謝申し上げます。また、日ごろより健康福祉行政、中でも少子化対策の推進に御理解と御尽力をいただいておりますことを、この場をおかりいたしまして感謝申し上げます。

少子高齢化が進行している中において少子化対策ということは、地域づくりであるとか、人づくりであるとか、そういった面から地域の活力を維持するということで、県の中でも重要な課題というふうに認識をしております。県では、若者が島根で働いて、そして出会って、そして結婚して、その地域で安心して子供を生んで育てられる、こういった環境づくりに、行政だけでなく団体、企業、そしてボランティアの方々と一緒に連携、協働しながら取り組んでいるところであります。

一方、国においては、子ども・子育て支援法が昨年、公布になりました。その中で県においても、その法律に基づいて子ども・子育て支援推進会議という設置条例をつくりまして、その中で、先週23日、初めて第1回目子ども・子育て支援推進会議というものを開催しました。その会議の中で、少子化のこのたびの部会であるとか、ひとり親の自立支援に向けた部会であるとか、こういった部会の中で一つ一つ議論をまたさせていただいて、また、あわせて、市町村の子ども・子育ての支援計画というものも進められつつありますけれども、これを計画をまた取りまとめて支援していくという、そういった計画もこの子ども・子育て支援推進会議の中で一体的に策定していこうと、取り組んでいこうというふうな計画でこれから進んでまいりたいと思います。

この少子化部会には、本日、学識経験者の方々であるとか、子育て団体の方であるとか、

定住促進団体の方であるとか、公民館の社会教育の視点であるとか、教育関係者であるとか、また、きょうはお見えになっておられませんが、縁結びの応援というような視点で委員さんになっていただいております。積極的な議論をしていただいて、本当に子育て、子育てというところ、また、若者の出会いというもの、そうしたものが一つ本当に成果が上がっていくように、そんな計画にしていきたいというふうに思っております。

年度内に3回、また詳しく説明があると思いますが、計画を来年度、策定していくわけですが、それまでに何度もこういった議論を重ねていくことになると思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○松本企画幹 委員の御紹介の前に、部会の運営について御説明をいたします。

この部会は、先ほど室長の挨拶の中にもございましたように、島根県子ども・子育て支援推進会議の部会として設置されたもので、構成員は、推進会議にも御参加いただきます一部の委員と、部会のみに参加いただく専門委員により構成されております。専門委員の皆様は、辞令でございますが、封筒に入れて配付をさせていただきますので御確認願います。

また、部会長は、島根県子ども・子育て会議条例第7条第3項の規定により、委員の中から推進会議の会長が指名することとされており、10月23日に開催されました推進会議において、高橋部会長が指名をされております。

なお、会の運営につきましては、島根県子ども・子育て会議条例及び、さきの推進会議で承認された少子化対策推進部会運営規則により運営していくこととしておりますので御了承ください。

運営規則等について、簡単ではございますが説明をさせていただきます。配付をした資料の中に、運営規則をお配りしておりますのでごらんください。運営規則の第1条では、本県における少子化対策の総合的かつ効果的な推進を図るために必要な事項について協議をすることを目的として、少子化対策推進部会を設置することとしております。第2条では、部会は、第1号から第3号に上げております事項につきまして所掌することとされております。第3条では、部会について規定されております。部会は部会長が招集することとし、部会長は、招集しようとするときはあらかじめ日時、場所及び議題を委員に通知し、部会の議長として議事を整理することとしております。部会は、部会に属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければこれを開くことはできないとされており、部会の議事は出席した委員の過半数で決しし、可否同数のときは部会長が決するところによることとさ

れております。第4条では、会議の公開等について規定されております。部会は原則公開であるということでございます。第5条では、議事録について規定されております。議事録における議事は、次の事項を含め議事録に記載するものとされており、第2項では、議事録及び配付資料は公開するものとされております。そして最後に、この規則の施行月日は平成25年の10月23日とされております。以上でございます。

それでは、このたびは第1回目となる少子化対策推進部会ということでもありますので、ここで自己紹介をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、委員の皆様方には、一言ずつ簡単に自己紹介をお願いさせてもらおうと思っております。

まず、高橋部会長さんからよろしく申し上げます。

○高橋部会長 本来ですと、立ち上がって自己紹介を進めていくべきところでございますけれども、もうこうした部会でございますので、座ったままで、ひとつよろしく願いたいと思います。

先ほど、部会長ということいただきました、高橋憲二と申します。私、25年間、島根県立大学松江キャンパスの保育学科の教員を務めておまして、専門といいましょうか、主に主体として教えてきたものが児童福祉等でございます。そういう関係で、こうした部会の委員という形で進めさせていただいたものと伺います。よろしく願います。

では、続きまして、いかがですか、こちら、中山委員さんのほうから。

○松本企画幹 申し上げます。

○中山委員 それでは、私も座って失礼させていただきます。お手元の名簿、上から2番目の島根県保育協議会のほうから参っております、中山哲夫でございます。保育関係の団体は実は3団体ございます。私どもの全保協の傘下、それから日本保育協会、それから私立保育連盟ということで3団体ございますけれども、その3団体を代表して、こちらのほうにお邪魔をさせていただいているところでございます。どうぞよろしく願います。

○原田委員 皆さん、こんにちは。労働団体の連合島根の事務局長の原田でございます。連合島根は今、32の産業別労働組合、3万2,000人強の組織でございます。御案内のように、労働組合が職場にある組織率が今、全国で18%を切るような状況でございます。なかなか非正規雇用の方の増大も含めて厳しい状況にありますが、従来から仕事と家庭生活の調和というのは労働組合の一つの課題でもございますので、こうした部会の

方々、意見なりをしていただける、このように思っております。よろしくお願いいたします。

○加川委員 皆様、こんにちは。島根大学の加川と申します。表でいうと上から6番目にあります。私は、大学で社会福祉、特に地域福祉論というのを教えております。そういうことでいうと、地域で県民の皆さんが子育てに関してどういった活動をしていけばいいかなとか、こんな活動があればいいなというようなことをお話しできればなあというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○押越委員 失礼いたします。名簿でちょうど真ん中あたりですけれども、青少年育成アドバイザー連絡協議会を代表いたしまして参りました、押越幸子です。大田市から参りました。現在は公民館のほうに勤務しております、そして、社会教育の視点からも子育て支援ということでかかわっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○持田委員 失礼します。私、島根県経営者協会に所属しております、きょうはそちらのほうから参加させていただいております。会社はシステム工房エムと申します。会社の内容は、ソフトウェア、プログラム、システムをつくっている会社です。社員も19歳から20歳が多くてまだ独身が多いので、これから先々こういったところに、結婚とか、ましてやもう結婚してもらいたいんですけども、そういう今、独身の子を抱えておりますので、そういう点でもやっぱり勉強になるので、きょうは参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

○向原委員 こんにちは。浜田市社会福祉協議会で地域福祉を担っております、向原と申します。いろいろ皆さんに教えていただきたいと思っております。子供から高齢者まで社会福祉協議会として幅広くかかわっていくために、専門的な知識であるとかいうふうなことを学びたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○渡邊委員 こんにちは。私は、松江プラバ少年少女合唱隊を指導しています、渡邊志津子と申します。25年ぐらいかかわってるんですけども、大体、幼児から小学生、中学生、高校生、そしてそのまま大学生が少しと、OGがおります。その中には、子供さんを産まれて、そしてまた合唱隊に入れてる方もあります。お父さんとお母さんをたくさん見てきました。私もいろいろと勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本企画幹 細田委員、よろしくお願いいたします。

○細田委員 失礼します。島根県公立小中学校教頭会から参りました、現在、母衣小学校

の教頭をしております、細田と申します。本校においても少しずつ子供が減っているという状況がありますけれども、この会でいろいろなことをまた学んでいきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○柳樂委員 失礼します。島根県中小企業団体中央会の女性協議会の会員であります、あだかえ衛生社の柳樂と申します。よろしくお願いいたします。子ども・子育てや少子化対策のことにつきまして、若者の雇用から、そして結婚、そして子育てと、本当に幅広い取り組みの中で、企業としての立場で勉強して考えていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 失礼いたします。松江市の公民館の館長会から代表で参りました、大野公民館の伊藤京子と申します。公民館も、社会教育からさまざまな生涯学習、それから地域のまちづくり、幅広く取り組んでおりますけれども、この子ども・子育てというのも地域課題で、どの地域にもこの課題が今、大きく地域の課題となっております、みんながそれぞれに工夫を凝らしながら、さまざまな取り組みを今、展開をしておるところでございますけれども、きょう、この会議に参加させていただきまして、また学ばせていただきたいと思って出かけてまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○花田委員 失礼します。NPO法人浜田おやこ劇場の理事長をしております、花田香といいます。子育て支援団体という分野なんだなと思って見ているんですけど、おやこ劇場は、島根県には松江センターさんと益田と浜田ということで3つあるんですけど、全国的にもいろんな各地、活動しておられます。生の舞台芸術を親子で観賞するっていうことが核として事業であるんですけど、それを通じながら、人と人をつなげていくとか、大人と子供がともに育ち合うということを事業としてやっているというのは思っています。会員は300人弱いるんですけど、まさに赤ちゃんを持っているお母さんから、幼児さん、小学生、中学校、高校と、保護者の方の生の声を本当にたくさん聞くっていう、いい立場におりますので、そういった声をこちらのほうに上げていくという役割が果たせたらなと思っています。よろしくお願いいたします。

○竹田委員 こんにちは。松江NPOネットワークの竹田尚子と申します。よろしくお願いいたします。この春までNPO法人おやこ劇場松江センターの代表をしていたんですけども、今は、2011年に発足しました松江NPOネットワークのほうに軸足を移しているところです。松江市内のNPO法人の3割ほどが加盟しているネットワークを立ち上げたところなんですけれども、環境とか縁結びとかまちづくりとか、さまざまな分野の活動を

しているNPO法人がある中で、全てをつなぐのが子供であるということをよく役員会や集まりの中で言っています。子供こそが全ての分野のまちづくりをつないで、みんなで考えていける、きずなになるということで、私が選ばれたということです。ここでは定住推進になってますけれども、いろいろなNPOのメンバーにここでの話を伝え、そこからの声を聞きということ、行ったり来たりをできたらいいなと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

○原委員 下から5つ目に書いてあります、島根県助産師会の原と申します。よろしくをお願いします。助産師の仕事は、女性の一生をサポートしていくというのが仕事なんですけど、赤ちゃんから高齢っていうよりも、最近は胎児から、おなかの中にいるときからかわって、幸せな感じでいこうというふうに私たちは考えています。それで、今、子育て、少子化という点だけでいえば、楽しいというか、いろんな楽しく子育てできなくちゃいけないんですけど、その前に、まず妊娠が喜びであることが必要だし、それから安心・安全に納得できるお産をするということも大事だし、それらがあって楽しい子育てに結びついていくんだらうなっていうふうに考えていますので、会としては、子供たちには性の相談とか、それから性教育の出前講座をやったり、それから孫育て講座やったり、それから24時間の電話相談をやったりとかね、いろんな形で、私たちの職種でできる支援をいろいろ模索しながら実施してるという団体ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員 失礼いたします。松江青年会議所という団体からやってきました、田中康博と申します。今年度は副理事長という役職を受けております。松江青年会議所は、20歳から40歳まで限られた年齢ではありますが、若者の力を集結して、この松江をより明るく、楽しく、そして子育てについては、松江青年会議所も青少年育成事業、毎年いろいろな形でやらせていただいております。本年度もやりますけども、これから継続的にずっと続けていく格好にはなりますけども、きょう、こういう会で皆さんの意見も聞きながら、私も若いなりにいい意見が言えたらなと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。

○松本企画幹 それでは、事務局を紹介したいと思います。

私から向かって右からですけれども、青少年家庭課の朝倉主任でございます。

○朝倉主任 朝倉です。よろしくお願いいたします。

○松本企画幹 それから、少子化対策室の室長の湊でございます。

○湊室長 よろしくよろしくお願いいたします。

○松本企画幹 そして、私、少子化対策推進室の松本でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議事に入る前に確認をさせていただきますけれども、本日、名簿で見ますと一番最後、松浦委員がきょうは御欠席でございます。したがって、全委員16名中15名の御出席をいただいております。

運営規則の第3条第4項におきまして、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができないと規定されております。本日は定足数を満たしているということを御報告いたします。

次に、議事の前に、本日の配付資料の確認をさせていただこうと思っております。お手元でございます資料、資料ナンバー1から6番まで、6種類の資料を御用意されております。それから、推進会議の条例、最後に運営規則、以上をお配りしておりますが、もし配付漏れ等ございましたら、事務局までお知らせ願います。

それでは、議事に入りたいと思いますが、これより先は、島根県子ども・子育て支援推進会議少子化対策推進部会の高橋部会長に進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○高橋部会長 それでは、早速、始めさせていただきます。

私、この部会の会長を引き受ける際に、一番思いとして持ったのは、湊室長さんが私のところにお見えになられて、ると語られたわけですが、その湊さんの若さといひましようか、これに非常に感動を覚えたところでございます。そして、部会の各委員の方々の名簿を見せていただいたときに、ああやっぱり、湊さん好みというか、いやあ、我々の時代、ちょっともう過ぎたんじゃないかなっていう、そういうような気持ちをしたようなところです。特に、原委員さん、あるいは中山委員さん、御一緒に長くこの課題について語ってきたところでございますけれども、きょうこうして、大変若いとは決して言いませんけれども、本当に子育て真っ最中の委員の方々が中心となってこの部会を引っ張っていただけるということ、これ、私まさに、これからの島根県の子ども・子育てのあり方に大きく貢献するものではないだろうかというように思っております。子供たちの未来を語るができる会、唯一の県内においての会であろうというように私は自負しているところです。

おかげさまで、国のほうにおきましても子ども・子育て支援三法をつくっております。



先ほどからもございましたように、島根県も条例をつくりました。また、各市町村の段階でも、全ての県内の市町村にこうした会議を開催していくこととなって、一丸となって県内の子供の子育てについて検討を進めていく、非常に大きな風が吹いているところでございます。ぜひとも、子供たちの未来、こういったものが確実に豊かになりますように、そういう願いを持ってこの会議を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、まず初めに、この規則の中に、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するというように規定されておまして、中山委員さんを職務代理者として指名させていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

(拍手)

それでは、議事に入ります。

1の少子化の現状と県の取り組みについてでございます。

事務局のほうから御説明いただきたいと思いますが、座ったままでこれからは結構ですので、よろしく願いいたします。

○湊室長 高橋部会長様のお褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございました。それでは、座って説明をさせていただきます。

皆さんにお配りの、資料の1というふうに右の上に記載しておりますが、それと資料2、これをあわせて説明をさせていただきます。

まず、資料1のほうは、少子化の現状と取り組みということで、上下にその内容を掲載しておりますが、下のほうの出生数と合計特殊出生率の推移というものです。これ平成24年のデータですけれども、本年の9月に厚生労働省から公表されました人口動態統計という確定数の数値でございます。合計特殊出生率の国の出生率は、そこで青い折れ線グラフで示しております、1.41がこの24年のデータです。県の出生率は赤い折れ線グラフですが、昭和49年から一貫して全国の値を上回っている状況です。これは、ずばりこういう理由だということとはなかなか申し上げにくい、そこは不明なところはありますけれども、やはり大都市に比べて地方というのは、便利さであるとかチャンスというものも少ないと思います。ただ、自然の豊かさですとか人とのつながり、いわゆる地域の豊かさ、こういったことが大都市に比べて高いというふうに思います。そういうことで、全国の数よりも島根の値は高いところで推移をしているのではないかと思います。

一方、県の出生数ですけれども、これは棒グラフで示しております。5,585人とい

うのが24年のデータですけれども、ここでは掲げておりませんが、前年のデータと比較すると3名増加しています。これは全国的にも出生数は減少している中、中国5県で見ても増加したのは島根だけです。これは大変喜ばしいニュースでありまして、先ほど委員さんの中にも助産師会の原先生おられました。いろいろと相談に来られる方の中で、やはり昨年はいえ多かったなというのを、私、一度お会いしたときにそういったお話をお聞きしました。いろんな、私もスーパーに出かけたりすると、一緒に若い夫婦でおなかが大きい方とか妊娠をしておられる方、ちっちゃなまだ1歳に満たない子供さんを抱えている方、多く見かけたなというふうに私も何となく感じているところでして、ああ、ここが出生数が上がったところかなというふうに思っております。これも皆様の御協力と熱い思いでの取り組み、そういったことを初め、地域が一体になって取り組んできた子育て支援とか、未婚・晩婚化の取り組みの成果であるというふうに考えております。

次のページをめくっていただきますと、年齢階級（3区分）別人口・年齢構造指数という表がございます。平成3年のところでクロスをしております。65歳以上の老年人口が15歳未満の年少人口を上回っております、少子高齢化がここから進行しているという状況が見えます。ちなみに、国立社会保障・人口問題研究所が公表したデータによると、2040年、52万1,000人になるというふうに、島根県の人口ですね、推計されております。それから、島根県の少子化の要因ということで、親となる若い世代の減少、未婚・晩婚化の進行、それから子育てへの不安とか負担が上げられます。

次のページをめくっていただきますと、親となる若い世代の状況ということで、平成17年と22年の国勢調査の5歳階級別の人口の推移ということで上げております。男女ともに、35歳から39歳の階級を除く全ての階級で減少していることが見えます。下の、子どもを産む親世代（女性）の推移というところを見ますと、20歳から39歳の人口は、昭和55年と平成22年、これを比較してみると29%も減少しております、さらに将来親となる、そうしたゼロ歳から19歳の人口も大きく減少している状況です。

次のページをめくっていただきまして、婚姻数の推移ということで、これ、申しわけありません、ちょっと訂正をお願いいたします。平成22、24の間にある数字が前年なんですけれども、3,053組と上げておりますが、これ3,058組の間違いです。訂正をお願いいたします。24年の数値が3,114組ということで、56組増加しております。それから平均初婚年齢を見ると、男性というものは30歳代と上昇中です。

次のページをめくっていただきますと、男性の年齢階級別未婚率、これは、25歳から

29歳は3人に2人、30歳から34歳が5人に2人、35歳から39歳が3人に1人、未婚の状況です。女性も同様に上昇している状況です。

次のページをめくっていただきまして、総数及び未婚者数の男女差ということで、男女の未婚者20歳から44歳まで、これ合計すると約7万8,000人です。男性が女性よりも1万2,000人多いという状況ですけれども、それぞれの階層で二、三千人男性が多い状況です。

少子化に関する意識調査というところを次から上げております。まず、結婚に対する考え方という、これ平成20年度に実施したものですけれども、ほとんどの方が結婚する意思はあるというふうに回答をいただいています。

次のページは、独身でいる理由ということです。多くの方が男女とも、適当な相手にめぐり合わないというふうに御回答いただいておりますが、特に注目していきたいところは、最後のところで少しゴシックに上げて赤い印をつけておりますが、異性とうまくつき合えないと考えている未婚の男性が約2割ぐらいいるということでございます。

それから、子育てについては、子育ての負担・不安感ということで、そのように感じておられるということもわかりますし、男女ともに経済的な支援の割合が多いというふうに思われます。

次のページをめくりますと、子供の数ですけれども、理想と現実のギャップということで、理想的な子供の数と、実際に予定している子供の数に差が、そこに掲げているようがあります。

こういった、きょうも皆さんの御意見を伺いたいですが、県民の意識調査を平成20年度にやらせていただいたとき今のような結果になったということで、県のほうも、まず雇用の場の確保も重要なことだと。その上で、未婚・晩婚化対策、いわゆる結婚対策ですが、縁結びのボランティアの方々のお力をいただいたり、県の交付金事業というものを創設して市町村へ交付したり、県みずからが直営でいろいろな取り組みをさせていただいたり、それから、子育てしやすい環境づくりということで、子育て、子育てというものを、国とか県、そうした取り組みではできない、そういうきめ細かい部分も県のほうから支援していこうという交付金の事業を創設して進めていたり、もうおなじみの、こっころのパスポート協賛店を拡大したりという、地域で一体になって子育てを応援しようというような取り組みを進めております。

それから、やはり子供さんを持つ女性のそういった雇用というものも非常に大切になっ

てきます。仕事と子育ての両立支援というところ、ワーク・ライフ・バランスの推進というものも、県庁を挙げていろんな部局と連携しながら取り組んでいるところです。

資料1については以上でございます。

それから、続いて、資料2について説明を申し上げます。島根県の次世代育成支援行動計画後期計画、しまねっすくすくプランというプランのことですが、皆さんにもお手元にこういったものがあると思います。これは、次世代育成支援推進法という法律に基づいて県のほうでは協議会というものをつくって、その中で議論をしてこの計画を定めて、前期が終わり、今、後期の期間に入っています。ページでいいますと、この本の一番最後のページをめくっていただきますと、74ページ、参考資料というところを見ていただければでしょうか。これは、平成20年度から21年度にかけて島根県少子化対策推進協議会というふうに、その協議会を設立して、その委員の方々に御意見、御議論いただきながらこの後期計画を策定したのですけれども、平成26年度末までの間、この計画に掲げている基本理念であるとか基本施策に基づいて具体的に目標を定めて、取り組みを進めていくこととしております。

資料2のほうに戻っていただきまして、この中の1ページめくっていただきますと、平成24年度末における目標達成状況というものがまとめられていると思います。目標数値を設定した87項目あるわけですが、この87項目全てにおける達成状況について、およそ8割が目標達成したと、あるいは順調であるというふうにしておりまして、1割強の方が、おくられているが目標年度には回復可能と評価しています。一方で、おくられていて目標年度の目標達成は微妙だとしている事業が5つあります。3の表中に、その5項目を上げています。

1つ目は、地域社会で子どもが健やかに育つ環境づくりということで、警察と青少年家庭課、義務教育課、この3部局が担当する事業なんですけれども、事業目標というのは、子ども支援センターの継続支援員の登録数というものが事業目標です。平成26年度末には500人とする目標を掲げています。ただ、24年度末の目標値は470人です。それは、この資料2の中のそれぞれのところを見ていくと、24年度末の状況が記載されていますが、24年度末の、この地域社会で子どもが健やかに育つ環境づくりについては470人と。実績はどうかというと、そこに掲げている358人です。進捗状況に関するコメントのところにも記載をしておりますけれども、警察から委嘱された民間スタッフなどによる少年警察ボランティアというのがあるんですけどね、それとか自治会とかPTAなど

の防犯ボランティアっていう、それらを継続支援員と呼んでいますが、こういった継続支援員について、形骸化していた支援員を登録から外したということで目標を下回ったと。今後、専門家によって教養を深められるような会議とか、また研修会への参加機会を設けたりして個々のスキルアップを図っていききたいと、そういう重層的な支援対策に取り組んでいききたいというふうに、今のところは評価をしております。

2つ目の、ひとり親家庭等への自立支援として、これは青少年家庭課が担当課です。事業目標というのは、就業支援策によって自立に結びついたと考えられるひとり親世帯等の数としておまして、平成26年度末には160人とする目標を上げておりますが、24年度末の目標は140人と上げておられまして、実績は107人です。進捗状況に関するコメント欄にもありますように、経済状況が厳しいということで目標数値を下回っている。今後、就業相談とか就業支援講習会、こういったことを実施して、就業情報の提供とか就業自立支援センターの事業の充実、広報に努めていききたいというふうに評価をされております。

このほか、都市公園の整備として、高齢者とか障害者等、誰でも利用可能なトイレの整備とか、バリアフリー化ですね、こういったことを目標に上げながら、また、4つ目の、子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進として、みこびーの安全メールの加入件数であるとか、最後、産業体験環境の充実として、産業体験後の定着者数というものを目標に上げておられます。いずれも平成24年度末の目標には達していない状況です。今後、積極的な情報提供、あるいは、広報等に務めながら推進していききたいというふうに評価をされております。

その他、事業項目ごとに進捗状況がわかるように資料をその次のページからつけておりますが、こういったことを、87の項目というものが先ほどのすくすくプランの中に具体的に目標が掲げておまして、毎年、進捗管理ということで少子化対策推進室のほうで取りまとめて、おくらしているものについてはどのように進めていくのかというようなことも話し合いながら、その結果についてホームページ等で広報をしている状況です。

私のほうからは以上です。

○高橋部会長 今2つの資料の説明をいただいたところなんですけれども、まず初めに、少子化の現状と県の取り組みというところにおきましては、いろいろアンケートの報告をもとに現状等の内容の説明というようなところがあったかと思います。アンケートはこの部会も行うこととしておりました。後ほどまた説明されると思いますけれども、こうした

事柄が具体的にになってまいりますものですので、皆さん委員の方々にも関心は高いのではないかと考えております。

また、育成計画の進捗状況ということにつきましても、現在進行中のものですので、それを管理していくというのは当然、必要なことではあります。私たちの役割としては、新しい事業計画をまたつくっていく必要性があります。特に、子ども・子育て会議は、そうしたものを総合的に検討するということの一つの目的としておりますので、それにつきましても後ほど説明があろうかと思いますが、現在の進捗状況というものについても、十分、私たち委員として理解をしておくということが求められるかと考えております。

ただ、委員の方々には、いきなりこれを見せられても、自分の考え方を述べるということとはなかなか難しいと思います。しかし、この場でわかりにくいところ、あるいは説明を求めること、そういったことがありましたら、ぜひ出していただきまして、できる限りこの状況を共通理解していきたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、質問とか御意見等ございましたら、よろしくお願いいたしますと思います。どなたからでも結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○中山委員 資料1の1ページ目で、島根県の出生数、絶対数が3人ほどふえたという話なんですけど、これ多分、市町村別に分けてしまうとかなりの格差が出るんじゃないでしょうか。その辺の何か、おおよそでいいですけどわかりますか、中身の問題。

○湊室長 市町村ごとのデータは把握をするようにしております。24年については、松江市は上昇してたと思いますね、とか益田市とかですね。7つの市町について上昇していったのではないかなというふうに思ってます。それぞれの出生数については県としても把握はしております。

○中山委員 結局、各市町村でかなりのでこぼこがあると思うんですね。でこぼこがあっても結果的になればそういう格好になってるということなんだろうけど、各市町村でそのでこぼこがあるってことが一つのデータとしてわかれば、それに基づいて各市町村がどういう少子化対策に取り組んでるかということ、それがどういう形で奏功してるかと、こういう格好の分析ができてくるんじゃないかなというぐあいに思えるんですけどね。

○湊室長 まず、先ほども冒頭の挨拶の中でありましたように、市町村の対応というところですね。流れは一緒だと思います。出会いというところと結婚、そこでの支援というものはあると思うんです。人的な支援もあるでしょうし、結婚の奨励金とか、そういったものもあるかもしれませんし、子育てというところでも、最初の子供と2人目の子供とその

保育料の、行政サイドがどこをどういうふうに支援するかというような子育て面の支援とか、いろいろな支援策があると思います。そういったことを市町村の意見も聞きながら、県のほうで、例えばプラス事業という交付金の事業があるんですが、こういったメニュー化にして市町村への支援という格好で進めていくかということもやってるわけではございませんけれども、やはりいろんな場面でお話を聞いていたりしながら、どのようなそれぞれの役割の中で支援していくかということは私も必要だというふうに思っております。

○高橋部会長 そのほか。

どうぞ、竹田委員さん。

○竹田委員 みこぴーメールの登録が少ないというところを見て思ったことなんですけれども、まちづくりですとかNPOの分野では、今、行政のやっている支援に関して、行政から一生懸命広報するだけではなくて、それを市民や県民が横に広げてシェアしていくってことで共有していこうという動きがとても強くなっていると思います。ですので、いろいろな、みこぴーメールに限らないんですけれども、さまざまな行政の施策であるとか支援の情報をどんどんわかりやすい形で出して、これを広げてください、広げてもらえる情報として出す、市民に広めてもらうという意識で進めていただくといいのではないかなと思います。

それから、きのうですかね、東京では島根のU・Iターンということで大変盛り上がってきたみたいなんですけれども、昨年比べてかなり参加者数がふえたというふうに聞いていますが、そういうところとの連携で、少子化対策推進室もU・Iターンフェアに行くぐらいの勢いでされたらいいかなということを思いました。以上です。

○湊室長 ありがとうございます。

メールの、警察の件ですけれども、ボランティアの数もだんだんふえてきているというふうに私も認識しています。ただやはり、先ほどもおっしゃられたように、市民の方々、そういったボランティアも含めて、そういった方々によって広がっていくというのは私も同感です。やはり、どのようにわかりやすくして市民の方々がそれを理解して広げていただけるかということが重要だと私も思います。担当課にはしっかり伝えていきたいと思えます。

それから、U・Iターンのそういった定住部局との連携というところですね、もう私はそれは最も重要なことだと思います。結婚対策にしても、子育て・子育ての応援という、そういった取り組みにしても、私は少子化対策推進室に所属しておりますが、この2つの

大きな取り組みを、もともとワーク・ライフ・バランスというのは部局連携でやってたわけですけども、結婚対策にしても子育て支援にしても部局連携でやっていかないと、これは地域の中に入っていくこともできないし、地域の方々が理解して本当に効果を上げる取り組みになっていかないというふうに思いましたので、この結婚対策についても地域振興部であるとか、さっきは定住というのはそういうところでつながってますので、あとは、実際に若い男女がおられるのは企業であり、商工会議所等を所管している中小企業課であるとか、それから農業の後継者対策ということであれば農林水産部とか、ここと部局連携をして実際に取り組みを進めています。10月26日、27日と東京であった新・農業人フェアとかU・Iターンフェアとか、これも当室からも出させていただいてるし、実際にはここを連携とってやらせていただいている案件です。

それから、子育て応援のことについても、しまね子どもセンターさん、これは親会議さんのほうに入ってる委員さんの方ですけど、この方との協働実践事業ということで、やはり県の少子化とNPOの子どもセンターさんとのつながりだけではなくて、これ社会教育という視点で社会教育課と、それから、やはり地域づくりということで地域振興部のしまね暮らし推進課、それから中小企業課という商工会を持っておられますので、その中小企業課と、そういった連携をしながら実際に現場のほうで取り組んでいただけるようなプログラムを開発中です。おっしゃられたこと本当に重要だと思って、私も心に置きながら進めさせていただいております。これからも進めさせていただきます。

○高橋部会長 どうぞ、御意見、質問ないですか。

どうぞ、原委員さん。

○原委員 お願いします。平成20年にとられたアンケート結果がまとめていただいて、4ページのところに、最終的に少子化の要因として3つほど上げられているんですが、親となる世代、若い世代が減っているのは出生が減っているから当然と思うんですけど、2番目も晩婚化なので、それと非婚なので、ああ、そうなのかなっていう感じもするんですが、3番目ですけど、この子供を育てることに不安や負担を感じる人が多いっていうのはいつも疑問に思っていて、その不安の細かい調査が14ページに出ていて、その内容がお金が断トツ上がってますよね。子供を育てることにお金がかかることが不安なわけっていうのが、自分自身の子育てがお金はかかってないからかどうかわからないんですけど、イメージなのかなという気がしてならないんですけど、ベネッセあたりが調整してるのかわかんないんですけど、本当にそんなにかかる、不安になるほど、7割の人が思うほどのお金



がかかるっていうことが不安なのかなというのが、何か少し疑問に思えるんですね。

赤ちゃんがなかなか生まれない、人口がふえないっていろいろな調べていくときに、マイナスのことが余りにも出てくると、子供を産んで育てるのは、大変は大変に決まってるんですね、ちっちゃな存在が大きくなっていくんだから。なんだけど、それを超えるものが、楽しさとかうれしさがあるから人は子供を育てるんだと思うんですね。そういう、子育てって楽しいよって、自分も育て楽しいよということがもう少し広まるような、何かプラスのイメージチャンスがあってもいいのかなというのをずっと思っているんですね。余りハードさを伝えるとそこから逃げたくなる。何かそういう機会が計画の中に出るといいと思うんですね。はぴこも本当に積極的に打って出た政策だと思って、評価、私はしてるんですけど。

○湊室長 ありがとうございます。

やはり、いろいろと少子化論というのは展開されています。私が数週間前に読ませていただいた、松田茂樹さんだったかな、「少子化論」という本、その中に、ちょっと特徴的に覚えてたのが、先ほどおっしゃられた、ただ島根県とかっていうこの地域、中国地方というくり方ですけどね、子育てに対する責任感とか、思いとか、子育ては本当に楽しくやらせていただきたいとか、その中で規範意識というふうに言ってたわけです。それはとっても中国地方は高いというふうに分析をされておられました。その中でも特にボランティア率が高いとか、地域のつながりというところは、核家族率が低いとか、三世代同居率が高いとか、こういった客観的なデータもありますので、要は、皆さんが支え合うというような意識が高いんじゃないかって、私も島根ならではの考え方としてあると思いますので、やはり先ほど原委員がおっしゃられたように、子供を育てて、それは楽しいことで、そうしたことをもっと広く知っていただけるような、そういう取り組みというのは私も大切だと思っております。

○高橋部会長 加川委員さん。

○加川委員 失礼します。資料1の16ページ、下のところ拝見して少し思ったのですが、雇用の場の確保ということですね、私も大学で学生教育をしているので、卒業してから、特に福祉の仕事をする人材育成に携わっているんですけども、先週たまたま、福祉の分野の求人、1年ほどのデータを見たんですけども、昨年1年間で介護、保育の求人があったんですけども、ただ、そのうち本当に採用まで至ったのは半分いくかどうかというところだったんじゃないかなと思う、これは県の社会福祉協議会の人材センターのデー

タですけれども。そういった意味でも、やっぱり福祉の仕事を皆さんが求めておられて人材がきちんと適正に配置されたり、仕事をしようというふうなところとも少し連携をして、次の計画なりをつくっていただければなというのの一つです。

もう一つは、先ほども出ましたけど、経済的な負担については、私も学生なんかを見ると、確かにお金がかかるというよりも雇用の不安ということが一つあるかなというふうに思いました。つまり、なかなか仕事についても、20年ほど前でしたら、この仕事を定年までやるんだ、会社も潰れないだろうというような安心感があったと思いますけれども、最近の学生を見ると、最初に入った会社で定年まで勤めるのかどうか、勤められそうかと聞くと、やっぱり何か途中で失業したりとか、産業構造の変化で自分のやってる仕事は社会から求められなくなるんじゃないかとか、そういう社会的な不安というものは、20年30年前の大学生、私の自分の経験からも考えてみると、そういう不安がやはり20代の人には非常に強いのかなというふうに思います。お金自体が今あるかどうかというより、働き続けられるのかとか、収入がこの後続くのかというような心配を、今の20代の人たちはあるんじゃないかなというふうには感じました。以上です。

○湊室長 ありがとうございます。雇用の場の確保というのを一番先に上げています。先ほどもいろんな少子化論が展開されてる中で、やはり何かそこに、若者の雇用の場をどうつくるか、所得をどう上げていくか、ここが一番重要なんじゃないだろうかというようなところを強く言ってる方が多いですね。島根県でもこの20年度にやらせていただいた調査結果というのは、先ほどの原委員さんもそうだったですけれども、結局、雇用に対して、所得に対してどのような不安を持っているか、どういうふうになってほしいかというようなところを、もう少し県民意識調査のところでストレートにというか、聞いていくことによってこの対策にも反映していけるんじゃないかというふうに、私も、そしていろんな少子化論が展開されてる中で、雇用というところに行き着いてる方が多いので、そのように、後でまた説明しますが、書かせていただいたところです。

また、福祉分野との連携という、確かに本当に福祉のほうでは人材確保が課題だというふうにしております。こういったところともしっかり連携しながら、この計画の中にどのように盛り込まれるのかというのが今はわかりませんが、しっかりと伝えながら進めていきたいというふうに思っています。

○押越委員 先ほどの原委員さんとのお話とちょっと関連がありますけれども、子育てというのは、確かに大変大変と言われますけれども、やはり楽しさであったり喜びであった

り、本当にすごい感動したりとか、そういった中で子育て行われるわけですが、今、どうしても大変さ、本当に子育てって重労働みたいな、そういったところがすごくクローズアップされてるんですけど、私が行っている、これは島根県の社会教育研究センターで親学講座というのを推進しておられるんですけども、その親学講座を開催して、皆さん子育て中のお母さんお父さんに集まっていたいて、子育てのことについていろいろ話をしたり、その中で気づいていただいたりして安心して子育てができるような、そういったこともちょっとやってるんですけど、その中でやはり、お母さん方、確かに不安はあります。ありますけれども、乳幼児期の子育ての不安とか、あるいは小学生になったときの子育ての不安とか、それぞれ年代によって違ってると思うんですね。乳幼児期の子育ての不安というのは、今、核家族で御夫婦共働き、若い夫婦共働きといったところで、やはり時間的に、物理的な時間というものが無いというところで非常に、そういったところの不安もあると思うんですけど。それから、小学生ぐらいになると、今度は、鍵っ子っていわれてますけども、お父さんお母さん働きに出て、学校から帰っても誰もいない、そうしたところの児童クラブとか、それから放課後子供教室だとか、そういったところで少し支援をしていかなきゃいけないというふうな、そういった課題もあると思うんですね。そして、中学生、高校生になると、これがすごくお金がかかる。ここで非常に経済的に厳しくなってくるんじゃないかなと思うんですね。

ですから、年代別にいろんな子育ての不安と言われているそういったものが、それぞれ年代によって違うんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、全体的に言うところかもしれないけれどもっていうところはありますが、やはりもう少し、年代別に何がどうなんだろうというところを掘り下げていって、それを施策の中に盛り込んでいけることができれば、もっときめ細かいそうしたものができんじゃないかなというふうに感じています。

○湊室長 確かに親の不安というのは、その理由はさまざまだと思います。また後ほど説明しますが、県民意識調査の中で、そうしたものをどのように捉えていくかということも少しお話をさせていただこうと思っております。

○高橋部会長 いろいろ御意見、御質問あろうかと思いますが、時間的な制限もございまず、まず、このあたりで一応、この点については現状報告及び実施計画の進捗状況を理解し、心におさめておきたいというように思っております。

では、次に、子ども・子育て支援新制度と、27年度以降の次世代計画の策定方針のと

ころに移りたいというように思いますが、よろしゅうございましょうかね。

では、そちらのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○朝倉主任 それでは、お手持ちの資料の3、それから4を使って、子ども・子育て支援新制度、それから27年度以降の次世代計画の策定方針について御説明いたします。

昨年の8月に、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、それから関係法律の整備法という3つの法律が成立しまして、早ければ平成27年度から新たな子育て支援制度が始まるということになっています。

資料3、1枚めくっていただきまして1ページなんですけども、なぜこういった新しい制度が始まるのかということについて、まず1ページ目のところで、現在の子育てをめぐる現状と課題というものが整理されています。左側に課題が整理をされているんですけども、急速な少子化の進行であったりとか、結婚、出産、子育ての現状がかなわない状況があったりとか、また、新聞報道などでもありますような深刻な待機児童問題、こういった問題を解決して、矢印が右側に出ておりますけども、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実、こういったものを推進するために新たな制度が構築されたということになっています。

これ、新たな制度、具体的にどんなところにポイントがあるのかということが、2ページから3ページのところでまとめられています。まず、2ページのところに主なポイントというのがありまして、その一番上の丸のところですけども、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付、施設型給付、及び小規模保育等への給付、地域型保育給付の創設ということで、今回新しい制度になるに当たって、施設型給付というものと地域型保育給付という2つの給付が創設されています。

認定こども園という言葉がちょっと出てきましたので、ちょっと補足で説明をさせていただきますと、この認定こども園というのは、一つの施設で幼稚園と保育所の両方の機能を有しているもの、例えていいますと建物は1個、一つなんですけども、その建物の中に幼稚園と保育所、両方の機能があります。こういうものを認定こども園といいます。現在、島根県内では6つほどありまして、決して普及をしているというような状況ではないんですけども、この認定こども園、保護者の視点で見たときにどういうメリットがあるかといいますと、保護者の就労にかかわらず、小学校に入学するまで同じ施設で教育、保育を受けることができるということになります。具体的な例を示しますと、保育所に入るのができるのは、例えばお父さんお母さん両方が昼間仕事をしている、そういった理由等で、昼

間、子供を保育する人がいない、こういった場合に入所が可能ということになっています。したがって、例えば今、お父さんとお母さん両方が昼間働いているということで保育所に入っていたんだけど、あるときお母さんのほうが専業主婦になりますということになると、保育所に入所にする資格の要件を失いますので、子供は一度保育所を退所して、それからその子供を集団の中で生活させたいということだと、改めて別の幼稚園に入れ直さないといけない。こういった問題が起きます。ところが認定こども園ですと、幼稚園と保育所両方の機能を持っていますので、仮に母親のほうが専業主婦になったとしても、その認定こども園の中の保育所籍から幼稚園籍に籍を移すだけでいいということで、同じ施設の中でずっといることができると、こういうようなメリットがあります。

それから、ちょっと話をもとに戻しますと、まず施設型給付なんですけども、6ページのほうを見ていただけますか。6ページのところ、施設型給付の説明がありますけども、一番左側、現行制度のところなんですけども、まず上側の幼稚園については、現在、文部科学省が所管している施設になりますので、運営にかかわる経費というものはピンク色で示してある私学助成であったりとか、黄色で示してある就園奨励費、こういったものが出てきます。一方で、保育所については厚生労働省が所管しておりますので、下のところの水色のところにありますけども、保育所運営費というものが運営にかかわる経費として給付をされるということになっています。したがって認定こども園という施設にとっては、幼稚園にかかわる経費は文部科学省に請求しなければいけない。そして、保育所にかかわる経費は厚生労働省に請求しなければいけないということで、非常に事務手続が煩雑になっています。これが普及をしていない一つの要因でもあるんですけども、これを改めまして、右側になるんですけども、茶色のところにありますように、内閣府のほうにそういったものを統一しまして施設型給付というものの一本で給付していこうと、これによって今、施設が抱えている事務手続、そういったものを簡素化することによって認定こども園の普及を図っていききたいと、そういうような制度設計がされています。

それから、もう一つの給付であります地域型保育給付なんですけども、これについては、10ページのところへ進んでいただけますか。現在、保育所においては定員が20名以上ということが条件となっています。それ以下の施設に対しては法的な財政支援がないということになっていますけども、新しい制度では、10ページの一番上の丸のところにありますけども、定員が20名以下の小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育についても財政的な支援を行っていくということになっています。これによってこういったメリットが

あるのかということが、11ページのところの一番上のところでぼつが2つありますけども、こちらのところで整理がされています。

仮に、今、新たに待機児童対策として保育所をつくろうとすると、例えば土地を用意したりとか建物を建てたりとか、そういったことから、実際に開所するまでには1年から2年程度どうしても時間がかかります。一方でこの小規模保育というものは、そういった施設建設、いわゆるハードが不要ですので、短期間でそういった整備が可能ということで、待機児童がいる地域では機動的に子育ての拠点をふやして待機児童を解消することができます。一方で、定員20名以上の施設をつくれない人口減少地域においては、子育て支援拠点を維持、確保していくことができると、そのような制度となっております。

それでは、すいませんが、もう一度2ページのところに戻ってください。今回のポイントの中で先ほどの給付と、それから2ページ、3つ目の一番下のところの丸にありますけども、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実ということで、ちょっとページ行ったり来たりしますけども、13ページのところに、この地域子ども・子育て支援事業対象範囲ということが書いてあります。上から利用者支援であったりとか、地域子育て支援拠点事業であったりとか、それから放課後児童クラブであったり妊婦健診であったりとか、こういった各種事業を充実させることによって子育てをサポートしていく、こういった制度となっております。この各種の事業の具体的内容については、次の14ページのところで記載しておりますけども、時間の都合もありますので本日の説明は省略をさせていただきます。

そして、4ページのところを見ていただきますと、先ほど説明したものを全体像が示されています。左側のところが子ども・子育て支援給付ということで、施設型給付であったり地域型給付、地域型保育給付、つまり直接お金を出していくことで子育てをサポートしていくというもの。それから、右側が地域子ども・子育て支援事業ということで、こちらのほうは事業を展開することで子育てをサポートしていこうという、制度としては2つの柱があります。いわゆる給付事業、この2つを車の両輪として子育て支援を総合的に実施していく、このような制度設計となっております。

それ以外のポイントとしましては、3ページのところ、あと4つほどありますけども、一番上の丸は、基礎自治体、市町村が実施主体ですよということ。それから2つ目の丸、社会全体による費用負担ということで、消費税引き上げによる恒久財源、これをもとに実施していきますということになっています。それから、一番下の丸、子ども・子育て会議

の設置ということで国、県、市町村において、こういった会議を設置して議論をしていきましょうということが定められております。

それでは、最後、15ページなんですけども、実際、この新制度までのスケジュール、こういったスケジュールになっているのかということが、最後の15ページのところにまとめられております。平成24年度から27年度まで、一番上のところで年度が書いてありますけども、平成25年度のところに縦、緑色の字で、子ども・子育て会議の設置というのがあります。国において、ことしの4月に子ども・子育て会議が設置されて、今、さまざまな議論がされております。この国の審議を受けて、今後、県において計画の策定であつたりとか条例の制定などを行って、早ければ平成27年度に新しい制度へ移行することになっております。これが子ども・子育ての新しい制度に関する説明になります。

それでは、続きまして、資料4のほうになりますけども、平成27年度以降の次世代計画の策定方針ということについて説明いたします。

まず、先ほどの子ども・子育て新制度なんですけども、こちらの新制度においても、子ども・子育て支援法で都道府県に5年を1期とする計画を策定することが義務づけられています。この支援法に基づく計画策定に当たっては、資料4、一番上のところの留意事項とあるんですが、新たに策定する計画については、既存の計画、既にある計画と調和が保たれものである必要があるということになっております。そしてそちら、幾つか計画、列記しておりますけども、ここに列記した人の計画が、子ども・子育て支援に関する事項を定めている主な計画となっております。

そして、2番、計画策定方針なんですけども、①の島根県子ども・子育て支援事業計画、それから②の次世代育成支援行動計画、今お手元にありますしまねすくすくプランことですけども、この②が。それから③番のひとり親家庭等自立支援計画、この3つの計画を、一つ、一体の計画として策定していくということを予定しております。

なぜこの3つの計画を一緒にするのかということなんですけども、まず、この3つの計画については、多くの記載事項で重複するものがあります。この資料4の裏側を見ていただきますと、大体こういった計画の内容を記載していただくということを踏まえて、それぞれ計画の中に記載していきますと、マル・バツをする部分が幾つも出てきます。これだけ計画内容、重複いたしますし、この3つの計画というのが支援、この子ども・子育て支援法に基づく計画が27年4月からの計画になります。それから次世代育成行動計画というのが27年3月までの計画ですので、次の計画というのはやはり同じく27年4月か

らの計画となります。それから、ひとり親家庭の支援計画につきましては、今ちょうど中間年あたりで見直しの時期に入っているということがありますので、そういった事柄、それから3つの計画、いずれも同じく青少年家庭課のほうで所管しておりますので、1つの課の中で3つ別々に計画をつくるのではなく、基本的に向かうべき方向というものは同じですので、一体の計画とすることによって総合的に施策を推進していきたいというふうに考えております。

それから、表のほう、3番、最後の今後の審議方針なんですけども、既存の②、③の次世代計画、ひとり親計画につきましては、まず、これまでの計画の進捗状況を含め、評価、反省を行う必要があります。それから、これら個別の計画のみに関する事項、そういったものもありますので、そういったものについては、この部会の親会に当たる子ども・子育て支援の推進会議とは別に審議を行う必要があるであろうと考えております。そのため、少子化対策推進部会、それからもう一つ、ひとり親家庭等自立支援部会を設置して審議を行っていきたいというふうに考えております。説明、以上です。

○高橋部会長 なかなかわかりにくいとは思いますが、まず先ほど初めのところでは、新しい制度ということで、三法体制でもって発足をした。国のほうでは新しい制度を着々と、消費税を当てにして行うわけなんですけれども、進めたいということでございます。これを一つは、島根にどう反映させていくかということが議論の課題になるのではないかとということでございます。

それから、次世代計画の27年以降については、子ども・子育て会議の中で議論を進めていくということです。しかも、この部会、少子化部会と言いますけれども、この中でひとつ決定して議論をしていただいて、新しい計画づくりというものをさせていただきたいと。ただし、その議論には、実は各市町村で、先ほど中山委員さんのほうから御指摘ございましたけれども、市町村でも議論をされていますので、そうしたものの反映というのものも、一つございますし、独自に島根県として検討をしていくというような事柄も内容としては入ってくるということでございます。

そして、最後の資料4のところのもう一つ裏側を見ていただきたいんですけども、もう一つ部会があって、ひとり親計画というものについて、今、きょうも別室で部会が進められております。ひとり親家庭等自立支援部会というのが進められているんですけども、そちらのほうでは、ひとり親計画という事柄について含めて議論をしておるということです。主なすみ分けというようなことがこの別添えの資料4の裏側に、一応こういったすみ



分けという、これはこれにこだわることはないんですけども、具体的に内容として載っているところです。よろしゅうございましょうかね。

それで、ひとつそうした事柄についてこれから進めようというように事務局としては考えておられるわけでございますけれども、これについて御質問とか御意見をいただきたいというように思っております。よろしくお願いいいたします。では、どなたからでもよろしいです。では、原委員さん、お願いいいたします。

○原委員 すいません。頭が整理できないので、確認をしながらお話ししたいんですけど、今まで文科省が幼稚園教育をし、厚労省が保育所に関して法律に基づいて運営していたのを、これからは内閣府がそれらに関することを一本化してその組織で行うということですか。ということは法律も改正されていくということですか。

○朝倉主任 一応、内閣府に一本化はされるんですけども、ただ、いわゆる幼稚園を所管する学校教育法であったりとか、それから児童福祉法、この所管はそれぞれ厚生労働省、文科省、残りますので、窓口としては内閣府一本にはなるんですが、そういった法律の関与というのはどうしても所管省庁に残りますので、やはり厚生労働省、文科省は法律を所管するので内閣府をサポートしていく、そういった位置づけになるような今、制度設計がされています。

○中山委員 本当は最初は子ども省をつくるって言ったんですよ。子ども省ならそれはまことに結構なんだけど、持っていく場所がなくて困って内閣府に持っていったんです。困るとみんな内閣府に持っていきますから。ところが、内閣府にそんなスタッフいるわけないので、内閣府を窓口にして、そこに厚労省と文科省から職員が出向して担当するんです。だから、何でもない。ただ看板だけちょっと変えただけ。

これ、私しゃべり出すと切りがないんであんまりしゃべりませんが、これ、矛盾だらけの話よ、はっきり言って。見た目はまことによくできてるなと言うんだけど矛盾だらけで、例えばどういうことがあるかというと、以前の民主党案だと、強制的に保育所なくなる予定だったんですよ。保育所はもう必ず強制的に認定こども園のほうに移行しなければならないということになったけど、今、今度は、保育所が残るんです。それで今のままでいくと、ほとんどの保育所が残ってしまうんですよ。ですから、今、新制度、新制度と言ってるけど、恐らく飛びつかない、中身がよく見えないから、慌てて飛びついたら大変なことになるということで、慎重論が先行しているということです。

それから、矛盾を言い出すと切りがないんですけど、例えば一つ例を言いますと、これ

途中から出始めたんですけども、この表紙の次のところに書いてありますけども、質の高い幼児期の学校教育というところがあって、学校教育なんてことが急にでてきたんです。それで、これ学校教育法の実施要綱に位置づけるみたいな格好で学校教育という言葉が出てきたんですけど、最初は乳幼児期の教育という表記、乳幼児期の教育。ところが途中から幼児が消えちゃって、幼児期の教育になった。これ幼児期の教育がまた消えちゃって、今度は学校教育ですよ。学校教育になった中で、今度は子供を仕分けし始めたんです。1号認定だとか2号認定だとか、同じ子供なんですけど。だから、1号認定は学校教育します、2号認定は学校教育はありませんと、こう分けてしまう、同じ年齢で。それで、これはもともと幼稚園から来た子供も、幼稚園に対象の子供、これは保育所対象の子供ということで、同じ子供を分け始めたというようなこととか、その制度に付随しているいろんなことが起きてくるんです。

今、小規模なんていうのは、人口密集地と待機児童の多いところ過疎地である前提、あれはもうあくまでも、それは両方やりますとは言ってますけども、あれは人口密集地の待機児童対策なんです。それで、今、都会地で子供を預けたくても預ける場所がない、保育所がいっぱいだという理由で最近多くなってきたのは、受け入れるキャパシティーはあるんだけど、職員がいないから実は預からないんだということのケースが出てきたということで、本当は職員の質というか待遇問題というの、これに並行してどっと進めていかないといけないんですけども、これは今、若干やっとなことあるんですけど、それ言い出すとまた長いので言いませんけど。事ほどさように、至るところにちょっとまだ矛盾だらけの制度であるというぐあいに私どもは感じております。

○高橋部会長 まあ、当然そういった事柄は、県のほうも十分、情報としては持っておられるものだと思います。ただ、楽しいですよ、そういう面からすると、矛盾だらけのものを一つ私たち直接的に意見を述べ合っていこうという、そういう面もございますので、案外、島根が先行してすばらしいものになっていくかもしれませんので、一つそういったような御意見もございますので、ぜひいろいろとにかく出してみただけであればというように思っております。

どうぞ、御意見、御質問等をお願いしたいと思っております。

私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

では、細田委員さん、何かございましたら。パスならパスでも、結構でございますので。

○細田委員 今回のところは今のところありません。すいません。

○高橋部会長 今回の本会議のほうの委員さんでございまして、実は前回かなり、この点について議論をさせていただいたところでございます。

柳楽委員さん、どうでしょうか。

○柳楽委員 今、中山委員さんからちょっと説明いただいで中んで、私もちょっとそんなによくわかっていないところがあって疑問がたくさ湧いてきたんですけど、認定こども園を推進していくということは、幼稚園と保育園がなくなっていくのかなと思ったんですけど、それから幼稚園というのは校区がありますよね、小学校校区の幼稚園。（発言する者あり）ないですか。ない、私はそう思っていて、そうなったときに、両親が働いていて、働きに行くのに便利な保育園に預けていく人は、小学校に入ったときにどうなるのかな。ずっと校区があるのかと思っていたので。そういったことをちょっと疑問に思いました。

それから、ちょっと話は違うんですけど、放課後児童クラブがあるんですけど、それが小学校3年生までですかね。私がもし母親だったとしたら、せめて6年生までは児童クラブというものを幅を広げてほしいなと思って、そして、例えば兄弟で1年生と4年生がいた場合に、1人は児童クラブに入れなくて下の子だけという形になったり、その辺は何かもうちょっと幅を広げて、せめて小学校の間だけはそういうクラブに残るというふうにしたらいんじゃないかなと今、思いました。

○高橋部会長 一応、意見として事務局のほうお聞きいただいて。

○中山委員 私、答える立場でなないんですけども、言われるように、活用といいますか、児童クラブのところのニーズは非常に高いです。それで、非常にお困りになっている。この点はかなり力を入れてやっついていかないと、いけないんじゃないかなと思ってます。

それからちょっと最近の情報で、これはまだ裏がとれてないんだけど、予約制度というのがありますね。予約制度、保育所の。これがなくなるんじゃないかという話があるんですが。何か聞いておられますか。

○朝倉主任 いや、その辺は何も聞いてはないです。

○中山委員 どうもなくなるような話。それで、これなくなっちゃうと、恐らく今、ワーク・ライフ・バランスじゃないけども、職場に復帰できなくなる。それで大変なことになるんですね。だけど、国は3年間、育児休業とりなさいと言ってるから、それは矛盾はないんだろうけれども、恐らく待つ人は2年ぐらい職場が復帰できなくなってくるということにもなってくるんじゃないかということで、現実問題としてあらわれると思います。

○高橋部会長 それでは、お願いします。伊藤委員さん。

○伊藤委員 私もちよっと今、文科省とそれから厚生労働省が、それが今度は内閣府という、ちよっとこれどうなるのかなと、さっき原委員さんのほうから質問がありましたので、なるほどそういうことか、そういうものはみんなそこに行くのかという、中山委員さんのちよっと御説明もあったりして、そういうものかなと初めてそのことがわかりました。

それから、今、児童クラブというのは親支援、それから放課後子ども広場とかいうのは、子供の仲間づくりとか子供支援というようなことでやってるんですけども、今、現実には私がおります校区なんかは、幼稚園が園児が本当に少なく、保育所のほうに皆さん行かれて、入学式とか行きますと、もうすごい数のそれぞれの保育所、幼稚園というところから小学校に入ってこられるという現実があるんですけども、親さんの就労の関係そんなふうになってるんですけども、先ほどもありましたように、3年生まで放課後児童クラブに所属していても、6時までにはその子を迎えに来ないといけないということで、親が大変に、ちよっと仕事から帰ってくるのに時間がかかる、職場から移動してくるということで、毎回、児童クラブのほうにお電話が入ったりして5分とかおくれますとか、そういうことも聞きますけれども、企業のほうのそういう子育ての支援といいますか、そういうのは、それぞれ企業からもいらっしゃってますけれども、どのように、十分にその育休とかは1年とか3年とかそれまでとれるように今なって、そういうのを利用して子育てをきちんとしていらっしゃる方はあるんですけども、そのところの支援などはどのよう今、進んでいるのかなというふうなことをいろいろなことを思いながら、ちよっと資料を見させていただきました。

○高橋部会長 室長さんのほうで、答えられる範囲がありましたら、お願いしたいと思います。

○湊室長 後段のほうの企業の子育ての支援ですね、ああして19年から県では、こっころカンパニーというそういう認定制度に取り組んでます。現在240弱、237でしたね、今現在、そういった企業が登録されて、結局、法令遵守というのは基本にあるわけですけども、これにしっかりと就業規則の中にうたい、労働局のほうで行動計画という法律に基づいた行動計画というものをしっかり労働局から署名をもらって、その上で県のほうへ登録に申請をしていきます。

ハードルが幾らかあるわけですけども、その中で特別休暇を取り組んでいこうという会社独自の取り組みをされたりしている企業が今、だから237ありますね。ただこれが、まだ全体、経済センサスでいくと3万8,000ぐらい事業所が県内あると思うんですけ

ど、この中で10以上ぐらいのところで大体4,000ぐらいかなと、雇用されているところの企業は。そうするとまだほんの1割ちょっとぐらいですので、もっともつとこれを拡大していく必要があるかなと思ってます。その230数社のうちのほとんどが、6割ぐらいが建設業になってますので、いろんな業種の方々がそうした人材確保というところにつながっていきますから、申請されて登録されて、企業以外のところでのアピールと、それから企業内でのアピールをしていただくことで、従業員の人が本当に子育てをしながら、ここは生活設計持って生活していけるんだというふうに考えていただけるような取り組みを、県、少子化だけではなくて、企業、商工労働部とか、それから国の雇用均等室とか、こういったところと連携しながら進めています。

○高橋部会長 それでは、花田委員さん。

○花田委員 失礼します。今ずっと話伺ってきてちょっと感じることは、子育て支援というのは、親に対する支援のほうにばかり目が行ってしまっているのはどうしても仕方がないところもあるんですけど、その中で育つ子供が将来、島根県を担っていくとか、国を担っていく、どういう質の人間になっていくのかなというところは少しやっぱり考えていきたいなと私は思っていて、形ばかりが人になっていくのではなくて、やっぱりどういう人が育てていけば今後の将来がどんなふうになっていくのかという、社会がどうなっていきたいというところの思いがやっぱりあって、この計画に落とし込んでいければなというのをすごく感じています。どうしても数字とかデータとかそんなようなことでしか、こう語りにくい部分だと思うんですけど、子供を育て、外注化じゃないけれども、最近自分の子を自分が育てないというか、いろんな社会が要因としてはあって仕方がない部分はあるんですけど、その中でどうやって、さっきずっと言われている子育ての喜びとか、そういうところをやっぱりすごくあらわしていけば自分が育てるというように、私はその口でやめてるんですけど、小学校教員だったんですけど。それでいて、やっぱりすごく充実感があるというか、人を育てているという感覚というか、地域で育てていくとか、そういうような感覚を持っています。何かそうして思うと、その辺がどうしてもどんどん抜け落ちていく、形だけ子供がどこに預けられていけばいいかという受け皿ばかりを用意するというか、何かそこはすごく不安を感じていて、島根県でどんな子育てをさせたいのかということと、どんな子供が最終的に育てばいいのかというところは、いつもどこかに置いて考えながら計画を立てていけるといいなと思いました。どこの部分がどうってことないんですが。

○高橋部会長 今回の親会のほうの坂本委員さんあたりは、これまでずっと子ども憲章とか、あるいは子ども条例という、こういったようなものをぜひ島根県の中につくって、子供たちが積極的にどんな県民になりたいのかということを議論してもらって、そういう方向にある意味みんなで育っていいんじゃないかという、そんな話を常に言っておられました。多分そういったこともまずどのように考えていくかについては私は思うんですけれども。ぜひ議論していただければというように思います。

竹田委員さん、いかがですか。

○竹田委員 私も申し上げようと思ってたことを今、全て花田さんが言ってくれました。花田さんがさっきおっしゃってた、子育ての喜び、それから苦しいこともあるけれども、だからこそ頑張ってる達成感とか感謝とか感動とかというものを感じたいと思って活動をしている私たち現場の人間ですので、そのためには子育て支援サービスをお金で買うという以外に、自分で子供を育てることを助けていく、それは行政支援だけではない、民間の力をたくさん使っていくべきではないかと感じていますので、地域づくりも同じで。

○高橋部会長 田中委員さん、何かございますか。

○田中委員 ちょっと的外れかなとは思いますが、ちょっと資料の中で、子育てするなら島根が一番という文字が書いてありますけれども、この山陰地区は軽自動車の保有率が全国的にも高いということがあって、子育てするのにしても車、ここ地方都市なんで、車がないとまず生活ができないというところがありまして、子供が少なければちっちゃい車で多分いいと思うんですけど、子供が3人だ4人だとなれば軽自動じゃ追いつかない、ベビーカーとかベビーシートもつけなくちゃいけないので、軽自動車からワンランク上の車というんですかね、ちょっと大き目の車にするときに支援をできるだけ、制度みたいなのがあるとちょっとおもしろいかなと。ちょっと僕の勝手な想像なんですけど、そういうのがあると、全国的に見ても島根しかできないようなこともちょっと考えてみていいのかなと思っております。

それと、僕も子供が小さくて、うちの嫁さんがスーパーとかに買い物に行ったときに、おなかが大きいときに駐車場からこのスーパーの入り口までが遠いというところがあって、大きいおなかで一生懸命歩いている姿を見たことがあって、障害者用の駐車場ってありますよね、入り口とかに、そういうように似たような妊婦さん専用の駐車場みたいなのが入り口にあると、ちょっと優しさがあるのかなと思っておりました。ちょっと今のところこれぐらいの意見しか出せませんというか、意見です。

○高橋部会長 具体的なご提案をいただいております。恐らく、本質的なところはちょっと後で。一応、そういう御意見いただいたということで。

○田中委員 そうですね。

○高橋部会長 それでは、渡邊委員さん。

○渡邊委員 失礼します。私のほうは、先ほど聞かせていただきまして、ちょっと自分の職業柄、少し特殊な世界にいるものですから、なかなかこう、うまく皆さんのように質問ができないですけど、感想を言わせてもらおうと、私は高校生の子が1人いまして、子供を育てることは、本当に生まれたときから喜びでいっぱいでした。とにかく待つ待つ産んだんですけども、子供をだっこしてて、私の家族の中の例えば妹なんか先に産んでたんですけど、そんなにずっと抱いてなくても寝たら置いていいんだよと言ってくれたんですけども、何でも今いろいろ考えていると、親に対してのほうなのか子供に対しての支援、両方なんですけれども、やはり親がある程度満足というか、幸せを感じてないと子供にも温かくなれないのかなという、何かこう苦しいことがあったり悩みがあったりすると幾ら我が子でもちょっとつらくなったりする、それが余計また不安や負担を感じたりするのかなと常々思ってたんですけども、今、たくさん子供を実は見てて、当然親御さんも迎えに来られると、前も言ったかもしれませんが、前の年に、つながるんですよ。この子供さんでこのお父さんとお母さん、なるほどと、いいことも悪いことも。25年いて3人ぐらいかな、どうやって子育てになったんですかと尋ねたことはあるんですけども、やっぱり親と子供がすごく一致しているかなと思うことと、ほかには、自分のその年代によっていろいろ不安や負担というのが違うというので、やっぱり幼児のとき預ける場所とか、今、中高生になってくると本当にお金もかかってくるし、どうしてもかけた分だけ成果が出てくるということは、やっぱり正直な話、出てくるんですよ。そこら辺で、やっぱり私たちの同じ母親同士でもそういう話になったりするんで、今度はそこら辺、教育費用とか習い事とかかなと思ったり、あと子どもの送り迎えとかですけども、親の都合で休むという子供さんもやっぱり見ているので、お母さんも仕事をなさってたらなかなか行けないとか、そこら辺を旦那さんがどのぐらい手伝いするとか、そういう面でいろいろ家庭によっても違うのかなと思って見えています。でも、こうやってきょう話を聞かせてもらおうと、いろんなところから支援してもらってて、これはやっぱり細かく意見を聞いて、聞こえない意見も聞いて考えていただけるのはありがたいことかなと思いました。

○高橋部会長 それでは、向原委員。

○向原委員 私もまた的外れなことを言うてしまうかもしれないんですけど、皆さんのお話を伺いながら、私、子供が小さいときに、保育園、まあ働けるので、幼稚園だと働けないですよ。だけど生活を支えていこうと思うと働かないといけないと思うと、保育園に入れて働いて、そういう環境が整って、育児休暇なんかも例えば私が働かれる側だったら、3年間休まれたら、社長とかそういう意味ではなく、仕事する者としてですよ、1人が3年間休んだら、3年間どんだけの仕事が残っているんだらうとか考えるわけですよ。だけれども、そのときは、必要であればそれが利用できるような制度であったりという支援であるとか、例えば私、子供本当に小さいとき、夜泣きもとてもひどかったので、余り寝れないですよ、寝そうなお母さん方というのたくさんおられて、自分が子育て中のときにちょっと隣の人がその気持ちが酌める地域であったりとか、さっき言われたような、どんな子供になってほしいのか、どういう社会になってほしいのかと考えることができる大人がどんだけいるかということもやっぱり大事なことでおいて、親とか人材の育成であるとか、そういったところへの支援も大切なことでおいて、いろんなことがつながっているんで、ここにいろんな関係の方が来られていて、いろんなところの支援、必要性ということと一緒に考えることができるんだなと思いついておりました。ありがとうございます。

○高橋部会長 続いて、持田委員さん。

○持田委員 失礼します。私から言いますと、ちょっと企業側からの発言になってしまいます。今、皆さんのお話聞きながら、企業としてどうあるべきかということをおちよっと考えていたんですけども。

ちよっと別の委員やっていたときに、聞いたときに、おちよっと改善されましたけども、学校を卒業しても就職する先がないという問題も今一つありまして、一つは若者チャレンジといって、卒業しても3年以内は新入社員として迎え入れて助成金つきますよとか、そういうことをしてでも、とにかく1人社員をふやしてください。家庭は、定年を延ばしますから、定年を迎えた方は社員として残してあげてやってくださいというのと、企業としては定年を迎えた人を、うちは若いですから定年とは全然あれなんですけど、企業の発言としては会社のそういうゆとりがないと、定年を迎えた人に残ってもらうか、新入社員を雇うか若い子を雇うのかといたら、それは1人ずつ2人を迎えば一番いいけれども、それだけの今の企業の体力がそんなに裕福な企業はそうそうないと思います。そうすると、どちらか採るかということで、どちらも定年を迎えた人も雇い続けてほしい、じゃあ新入社員



もやってほしい。今、企業が頑張ってやっていかなきゃいけないんですけど、そういう状況もあると思うんです。

たまたま、うちが9月にそういう就職先がないという人を今1人雇い入れましたけれども、そういうところで、例えばやっと就職ができたとか、やっぱり就職ができない人とか、今、若い子がやっぱり安心して、そりゃあ全く倒産がないようなところに入るのは別ですけども、自分の一生が安心してやっぱりできるということでもなければ、今あんまり結婚、理由がいろいろあると思うんですけども、自分がいっぱいいっぱいのはきは、なかなか結婚して、ましてや子供というところもやっぱり考えにくいところもあるのかなど。今、自分のまず就職ができないという学生、卒業しても就職先がない人もいることも事実です。

それと、昨年の育児休暇というのもありましたけども、私IT業界にいますと、3年、例えば会社を休んでしまうと、IT業界でも本当に日々進化しているので、よほど例えば会社がある人に、3年間休んでもらっている間にこういうことをちょっと勉強しておいてとか、そういうこともやっぱり考えないと、その人が休んでいる間にどれくらい世の中が進化しているのかとか、すごく不安になるんじゃないかと。子育ても初めてどうかわかりませんが、不安になるにも増して、自分が社会に取り残さるという不安が大きいのではないかと。それはやっぱり企業として、3年育児休暇を出すのであれば、それはそれでその人を必要とするということですから、会社としてはその人が不安にならないように、それだけの、やっぱり3年の間にこういうことをしてもらっている、会社内にそういうものをつくって3年休暇を与えてあげて、まずその人が入ってこれる状況にしなければ、3年3年と言っても本当にまだ休む人が3年とる気持ちにはならないと思うんですね。せいぜいもう1年で帰ろうとか、半年で帰ろうとか。これはちょっと奥が深いのかもかもしれませんけども、とにかくちょっと企業としては、いろんな課題を考えつつ皆さんの言葉を聞かせていただきました。

○高橋部会長 3時で一応終了をする、西部の方も来ていらっしゃるし、加川先生も3時には退出をするということなんですが、どうでしょうか、ちょっとこのあたりで、今のこの課題についての御質問とか御意見はちょっと打ち切ってよろしいですか。申しわけないですけども、そうさせていただきます。

それで、一応、県のほうで御提案のありました構成でもって今後、議論を進めさせていただきたいと。また、いただきました意見もあわせて検討をさせていただきたいというよ

うに思っております。

それでは、急ぐようですけれども、その次のところに、これ、今度は意識調査、についてのお考えがありますので、それを説明させていただきたいと思います。

ただ、退席されるときには、もう結構でございますので、退席される先生方がいらっしゃると思いますけれども、お願いを、そうさせていただければと思っております。よろしくお願いします。

それでは、お願いいたします。

○湊室長 県の少子化に関する意識調査、その前に、一つ先ほどちょっと私が申し上げたところカンパニーの件ですけれども、事業所数が経済センサスで平成21年で約3万8,000ありまして、その中で10名以上の雇用されている企業が5,300で、20名以上が2,900ちょっとぐらいなんです。それで大体1割ぐらい、まだまだ少ないなというお話をさせていただきました。

それでは、県の少子化に関する意識調査ということで、資料5で説明をします。

この調査というのは、今後の少子化対策の推進、あるいは次代の島根を担う子供たちの健やかな成長を支えるための、先ほど来、説明しております県の子ども・子育て支援事業支援計画、この策定の基礎調査とするために行うものです。対象者については、県内に居住の18歳以上から50歳未満の方から無作為で3,000人を抽出して選考します。11月中旬、大体14日を予定しておりますが、アンケートを発送して、短い期間ですけど、12月2日必着でいただいきたいと思います。調査の内容というのは、対象者の性別であり、年齢、それから婚姻状況、就労状況、世帯の状況とか世帯の収入、子供の数など、現在の状況について伺って、次に子育てに関する考え方とかを聞いていきます。

1ページめくっていただきますと、あなた御自身についてお尋ねしますというところがそうしたことです。赤色で朱書きをさせていただいているところは、結局、そのお答えされた方が正規なのか、非正規なのか、非正規でもパート、アルバイトであったり、また派遣であったりというような区別をちょっとさせていただこうかなと。これは雇用政策課のほうと協議をして、やはりそうした施策につなげていくために、入り口のところでしっかり押さえておきたいと。それで3,000人の中でお答えされた方々の中で、年代ということもしっかり押さえて、こういう年代の人はどういう就労状況で、どのようにお答えになっているかと、こういう分析につなげていくためにこのようにさせていただきました。

20年度まではここまでのものではなかったんですけれども、このところを少し見直し

たということです。

それから、次、めくっていただきますと、あなたの子育てに関する考え方についてお尋ねしますというところ、その後が、仕事と子育ての両立、そして結婚という形で聞いていきます。調査項目は、基本的には20年度とベースは同じです。比較していたりするところもありますので、こういう基本は同じです。先ほどお話しした、お手元のしまねっこすくすくプランの策定に当たっての意識調査ということにもなりますので、このたびも同様に実施をしていきたいと。先ほども言いましたように朱書きの箇所というのは修正を加えています。やっぱり、先ほど来、話が出ていますけど、少子化の要因というのは未婚・晩婚化だけでも、雇用の確保であるとか所得の向上、これは重要な要素じゃないかというふうに考えますので、まず、あなたの子育てに関する考え方についてお尋ねしますというところの中の間2-2、ここについて朱書きで2として、安定した雇用や収入がないからとかいうふうに改めて書いておりますし、間2-5の2番目のところにも、安定した雇用と収入を確保するとか、これ今までこういった表現では出してなかったんですよ。でもこの項目を明らかに選択できる形にして、何らか施策のほうへ生かしていきたいなという思いでこのようにさせていただいています。子育てに関する考え方の中のその上の間2-4ですね、これは前回、保育所のみという表現にしてたんですけど、これは幼稚園という言葉も加えて、新たに書き加えたものです。

続いて、仕事と子育ての両立についてのところですが、ここについては育児休業法なり、介護休業法の改正に伴って関係箇所の記載内容を改めたところですよ。4月に施行されました。また、間3-4について、同じように6番のところ安定した雇用の確保というものをに入れておりますし、間3-5については、これは前回までちょっとわかりづらい表現だったんで、わかりやすい表現に修正したものです。

それから、続いて結婚に関しての問いについては、間4-1、それから間4-4、それから間4-6、それぞれ雇用とか所得の回答を加えております。最後、間4-6については、全体の集約としてるんですけども、今まで同じような感覚的にこちらからあちらからというようなところでの回答になりやすいなというようなものがありましたので、分類を同じような形でまとめたり、また雇用のところの部分もしっかり出したりしながら見直したところですよ。基本は今までと同じということですよ。

○高橋部会長 皆さんのほうから、御支援、御質問等をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○竹田委員 2つあるんですけども、一つは、市町村のほうでも今この子育てに関する意識調査が行われたり、予定になっていたりするということなんですけれども、それとの関連というか、先ほどから出ている、中山委員が言われましたけれども、市町村によって大分差があるんじゃないかということでしたけれども、その辺の各市町村からの地域による課題を抽出していくためには、同じ指標で同じ視点での調査というものが必要なのではないかなと思うので、関連があるのかどうかとか、共通する質問がちゃんと入っているのかということが一つと、それから、今回はもうこれは発送するばかりになっている調査票だと思いますので、次回5年後になるとと思いますが、その時にまた御検討いただければと思うんですけども、私ども現場で子育て中の方とかかわる中で、U・Iターンなどで流入した家庭なのか、そこでずっと暮らしている家庭なのかによって、子育ての負担感がすごく違うということを感じています。なので、私、今ざっと見た中で、御自身についてお尋ねしますところでそういう質問はないような気がして、そういう支援も、友達がいるかどうかとか親戚がいるかというようなことも関係あるかと思しますので、また将来ですけども御検討いただければと思います。以上です。

○高橋部会長 市町村の計画とこれとのまた関係との関連性ということを開くという質問です。

○朝倉主任 これからの市町村の子ども・子育て支援法に基づく計画策定に当たって、ニーズ調査も確かに行います。市町村が行うニーズ調査、どんなものを調査項目として拾うかということ、その市町村の中で、例えば保育所であったりとか幼稚園、先ほど話でも出ました放課後児童クラブとか、そういったものを使いたい、そういった人数がどれだけあるのか、保育所を使いたい人はこれだけいて幼稚園はこれだけ、将来的に放課後児童クラブはこれだけの人が使いたいというものを調査として拾っていくというのが、市町村が行うニーズ調査の主な内容というふうになっております。

○湊室長 この少子化に関する意識調査というのは、それぞれの家庭のその考え方とか、どのように思っておられるかとかというような意識を調査していくものです。だから、これは市町村ではやられません。県一本でやっていきます。

それから、最後にU・Iターンの方がどうかとか、友達がいるかとか親戚がいるかとか、ちょっとこれ検討してみます。

○高橋部会長 それから、ほかの意見等が恐らく出てくるのではないかと思いますけれども、きょう皆さんこれ初めて見られたところですので、今、ちょっとこれについてどうこ

うということとはなかなかできないということもあろうかと思えます。実際に、私たちこれ意見がある場合には、どうすればいいでしょうかね。

○湊室長 できれば、きょうある程度決めて、それで発送準備に取りかかる。要は印刷発注する際に、そこをお願いをしていくことに原稿が固まっていけないといけないので。

○高橋部会長 きょうここで……。

○湊室長 ええ、そうですね。きょう御意見をいただけたらと思っております。先ほどの件は御意見いただいたということで。

○高橋部会長 ということなのですが、どうでしょうか。意見や御質問等、きょうよころで出して。

原委員さん。

○原委員 つまらないことなんですけど。私がもし仕事を求職中で、このアンケートが来たときに、私は、2ページ目なんだけども、問1-7で無職って書くんだなって、そうですね、求職中の人。

○湊室長 わかりました。休職中？

○原委員 求める。

○高橋部会長 求める職ですね。

○湊室長 ああ、求める、ごめんなさい。そうですね、無職になるんですね。

○原委員 非正規だとか派遣ならばわかるんだけど、無職ですよ、求職中って。

○湊室長 現状ですからね。

○原委員 その他なのか無職なのかなんだけど、仕事、一生懸命探しているのに無職ってちょっと気持ちがなえるかな、自分だったらと。

○原委員 一緒にしないでほしいという、そういう。

○湊室長 括弧の中に入れても抵抗あるよということですか。1個出すと、いいですよという。

○原委員 私、サボってないし。

○湊室長 なるほど、つまり8で求職中とやって、9がその他になるといいなということですね。

○原委員 いや、無職のところは家事手伝いというか、そのところに入っても全然構わないんですけれども。

○湊室長 この中に横に並んでてもいいんですか。わかりました。

○原委員 お仕事はしてないんだけど探しているんだという、くくりが一緒なのかどうか  
わかんないですけども。

○湊室長 わかりました。

○原委員 以上です。

○高橋部会長 括弧内に……。

○湊室長 括弧内に入れさせてもらいます。

○高橋部会長 もう少し膨らませてください。

○湊室長 はい。

○高橋部会長 それでは、今のところ特にないようですので、この調査票、きょういただき  
ました意見をもとにもう少し内容を検討させていただきますけれども、基本的にはこの  
調査票の案で取りまとめさせていただきたいというように思っておりますので、よろしく  
お願いいたします。

急ぐようで、大変申しわけありません。それでは、最後になりますけれども、今後の予  
定というところ、スケジュールというところに入りたいと思います。

説明よろしくお願いいたします。

○朝倉主任 それでは、最後、手持ちの資料6を使って、今後のスケジュールについて説  
明させていただきます。

1番のスケジュールのところ、推進会議、それから部会ということで、①、②、③と、  
そういった数字が入っております。推進会議というのは、いわゆる親会に当たるもので、  
こちらが少子化の部会なんですけども、この①、②、③というところが、大体この時期に  
会議を開催をしていきたいというところになっております。したがって、少子化の部会に  
つきましては、このアンケート調査の結果などを踏まえて2月の頭ぐらいに開けたらいい  
なというふうに考えております。

そして、計画については大体おおむね今年度中、来年の3月ぐらいまでには、計画への  
記載事項、どういったものを計画へ書き込んでいくのか、計画の目次のようなものになる  
と思いますけども、そういったものについて来年の3月ぐらいまでには必ず固めていき  
たいと。それから、平成26年度の前半部分を使って、具体的なその計画に書き込む内容、  
肉づけをしていくというような予定にしております。そして、26年の10月ぐらいをめ  
どに、計画の大枠については確定をさせていきたいと。その後、県民の意見なんかを聞く  
パブリックコメントであったりとか、また、計画の記載内容によっては予算を伴うもの、

そういったものもあろうかと思imasので、県のほうで予算要求、そういったものを踏まえて、26年度の2月、27年2月から3月、このあたりをめどに最終的に計画を確定していきたいというふうに考えております。

2番目のところ、審議事項ということで、各推進会議、部会、上の①、②と下の①、②が連動するというような形で資料のほうを構成しておりますけども、今ここに書いてある審議事項、とりあえず最低限このぐらひは審議しないとイケないのかなということを書かせていただいておりますので、一つの目安としていただきたいと思imas。もちろん今後の審議の内容によっては、さらに追加で話をしたりとか、委員さんの意見を聞いていかなければいけないということもあろうと思imasので、それについては必要に応じて議題として加えていきたいというふうに考えております。以上です。

○高橋部会長 いかがでしょうか、御質問ございませんか。

親会と、それからそれぞれの部会とそれぞれ連動しているということが一つと、それと独自の内容をまとめるということになろうかと思imas。一応、任期が来年2年間、25年と26年ということになっておりますので、この部会としては6回を一つのめどにしてまとめていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

それでは、そのほか、何か議題ございませんでしょうか。よろしゅうございませうか。

ちょっと、15分間、時間が出ましたけれども、以上で本回を終了させていただきたいと思imas。したがいまして、マイクを事務局のほうにお返しいたします。

○松本企画幹 それでは、閉会に当たりまして、湊室長より一言御挨拶申し上げます。

○湊室長 きょうは活発な御意見、議論をしていただきまして本当にありがとうございます。具体的な御意見も伺ったところです。私としても、この皆さんの思いとか具体的な意見も踏まえて、どのようにこれから目標を立てていって、どのように盛り込んで書き込んでいくかという、とても責任を感じるとともに、楽しみも、そういった気持ちも生まれてきたところです。

これから、いずれにしても皆さんの御意見いただきながら、しっかりと計画策定に向けて取り組んでいきたいと思imasので、今後ともどうぞ御協力よろしくお願ひいたします。今日はありがとうございます。